

町長	助役	課長	主幹	担当	合議

別記様式第4号

会議等結果報告書					
会議区分	会議・打合せ・協議	文書番号	1818		
		決裁期日	平成19年 1月31日		
名称	課長会議(1月定例)会議録				
日時	平成19年1月31日 午前9時00分から12時00分				
場所	第3会議室				
出席者	町長、助役、 各課長(12名) 事務局(総務班主幹、総務班主査)				

内容

町長あいさつ

- ・職員皆様の協力により平成19年度予算案の確定を得た。3月定例町議会において説明していくことになるので、対応をお願いする。
- ・4月からは、新体制で行政運営していくことになる。新組織機構が円滑に動いていくよう全職員の協力をお願いする。
- ・2月20・21日には、総合防災訓練を予定している。実践のときにどう対処できるか。また、自主防災組織の活性化が大きな課題となっている。

1 町議会3月定例会提出予定議案・留意事項について

総務課長：資料に基づき説明する。

企画財政課長：1月29日開催の臨時課長会議において、平成19年度予算案について内示したところであるが、国保会計、病院事業会計の最終額(修正)が確定したので、別紙のとおり差し替えをお願いする。

町民生活課長：国保会計については、共同安定化事業、保険給付費の増による修正である。

病院事務長：病院事業会計については、育児休業予定職員分の整理、今後の町立病院のあり方検討に向けた各業務等は、補正対応による修正である。

助役：これをもって、平成19年度予算案の最終確定としたい。また、上程予定の条例案件について、担当課長より説明を求める。

総務課長：・人事行政の運営状況公表条例は、地方公務員法の改正に基づき制定するものである。懲戒処分、勤務時間等の内容についても公表するよう制度化する。

- ・防災会議条例は、国民保護協議会委員と任期を合わせるよう改正する。

企画財政課長：総合計画審議会条例は、委員数を減ずる(30名から15名)よう改正する。

町民生活課長：医療費助成条例は、学校教育法の改正による文言整理(特別支援学校)である。

保健福祉課長：・在宅福祉事業条例は、緊急通報システムの追加と、一部サービスについては、非課税世帯を対象にするよう改正する。

- ・障害者自立支援条例は、不備部分の整理を行う。

建設水道課長：・町営住宅管理条例は、上程を取り消す。

・都市公園条例は、見晴台公園を追加するよう改正する。

教育振興課長：学校給食センター条例は、運営審議会を廃止するよう改正する。

助役：人事行政の運営状況公表条例は、新規制定になるので、所管委員会審議においては、条例全文を提出されたい。

他に、3月議会に向けての発言がなければ、全体で確認する。

2 組織機構改革に向けた取組みについて

総務課長・総務班主査：資料に基づき説明する。

助役：・事務分掌については、これまでの作業で整理を終えたことを確認する。必要があれば適宜改正していく事が重要である。事務分掌に記載が「ある」から、「やる」「やらない」という性格のものではないことは、十分理解されたい。各行政委員会においては、同様の目線で、それぞれの規程等の整理をされたい。

・専決規定については、共通専決事項等の改正案を示しているのので、個別専決の整理を期日までにお願います。共通専決事項等でも修正が必要と思われる事項については、合わせて声を出して欲しい。迅速な事務処理を進めることが、組織の目標としており、実践の中で、適宜改正していく事も重要である。専決規程を意識して決裁行為をしていく（癖を付ける）ことが大切である。

・4月1日施行に向けて、多くの例規整備が予定されているので、漏れのないよう対応されたい。

・今回の改革では、町民の視点に立った「総合窓口」「自治推進」を掲げている。改革の目的が達成されるよう全体で協力していくことが大切である。「協働」のあり方は、第5次総計を含め、今後のまちづくりに向けた重要なキーワードである。

税務課長：サービス制限条例の対象事業については、新規事業などを含め、メニューに追加予定のものは、早々に税務課へ報告されたい。（サービス制限条例施行規則に反映していかなければならない。）

教育振興課長：使用料の減免基準については、5割を上限に設定することとなっている。教育委員会の案を示すので、関係課と調整したい。

助役：組織機構改革については、少数精鋭で機能発揮していくことを改めて全体で再確認したい。

3 長期継続契約制度について

総務課長：資料に基づき説明する。

保健福祉課長：長期継続契約は、期間の契約になるのか。全体額の契約か。当該年度分の契約か。

総務課長：契約期間の全体にわたる契約であるが、債務を担保するものではなく、条件付の契約となる。

病院事務長：長期継続契約よりも、毎年度入札し、競争原理を働かせる方が良いものは、単年度契約のほうが良いのではないか。

助役：それぞれの契約事案による。同様の事業が、課によってばらばらの取扱になるのもよろしくないのので、対象の予定となる事案について出していただき、総務課を中心に協議し、整理を進められたい。

4 十勝岳噴火総合防災訓練について

総務課長・総務班主幹：資料に基づき説明する。

助役：詳細については、2月15日開催予定の打合せ会議で説明する事になる。参加職員の協力等をお願いする。

5 その他

< 総務課関係 >

(1) 平成19年度広報かみふらの年間計画策定について

(2) 平成19年度出前講座及びパブリック・コメント計画について

総務課長：(1)(2)については、各課長宛に本日付でメール配信するので、2月16日までに、各課の予定を報告されたい。

< 行革事務局関係 >

(1) 広域連合準備委員会の推進状況報告について

行革事務局長：資料に基づいて説明する。

助役：平成20年度スタートとなると、今後、精力的に協議(準備)を進めていかなければならない。課長職にあっては、主体的な役割を担っていただきたい。

< 全体 >

産業振興課長：別紙のとおり、日豪 EPA 交渉における農業分野での適切な国際規律の確立を求める署名について、職員の協力を依頼する。

病院事務長：町立病院の今後のあるべき姿、方向性を検討していくことが重要となっており、病院内部における検討組織と、行政組織内の検討組織の設置を進めたい(別紙参照)。

助役：医療制度改革や地域の医療ニーズ等を含め、町立病院のあり方を検討していくことは、きわめて重要な課題であり、町長が一定の判断をしていくためにも、内容を整理していかなければならない。

町長：平成23年度から、療養病床が廃止される。小規模老人保健施設への転換を予定する場合は、平成20年度までの意思表示が補助要件となることから、早々の検討が必要となる。19年度においては、町民トークなど、町民意見の集約も必要となる。

助役：2つの検討組織については、それぞれの組織がどのように役割を担っていくか整理する課題もあるが、両組織を設置し、検討していくことを全体で確認したい。

総務班主幹：庁舎1階の女子更衣室を旧喫煙室を移動(ロッカー28)し、相談室を広げるよう整備するので、女子職員に、各自整理をお願いされたい。

会計課長：旭川信金で両替が有料(2月1日から(手数料改定))となることから、会計課窓口での両替を廃止するとともに、旅費等の口座振替の徹底を依頼する。

企画財政課長：「平成19年度予算書と主要事業調書の校正」「総合計画実施計画策定に伴う要望事業の修正」について、本日メール配信するので、期日までに対応をお願いする。

来月の行事予定について

- ・2/5 総務文教常任委員会
- ・2/27 病院接遇研修会
- ・2/21 ラベンダーハイツ道の指導監査

助役：新年度予算審議となる3月定例議会を迎える。各課万全の準備で望まれない。

[会議終了：12時00分]